

教育功労者 ~28人 2団体を表彰~

市の教育振興に顕著な功績があった人を表彰する令和4年度の市教育功労者の表彰式が、11月9日にスイトピアセンターで行われました。次の28人2団体の皆さんが表彰されました=敬称略=。

▶学校教育に尽力

矢野美千代、田中米夫、矢橋道代、土井希巳子、三宅治

▶多年社会教育に尽力

川崎紘嗣、大平晃嗣、傍島宏文、小川由利、松永宏美、近藤裕之、江口顕三、大橋亜衣、櫻井壽和、安藤千博、三代広子

▶多年学校における保健管理の振興発展に尽力

竹本靖彦、古井憲司、竹中清之、岩田浩行、季羽江、加納政司

▶多年学術、技芸、芸術その他文化の振興発展に尽力

故後藤大秀、横幕孜、箕浦浩二、井川鳳山、岐阜県立大垣東高等

学校華道部

▶全国規模の大会などで特に優秀な成績を収めた人・団体

久保悠大(第1回全日本実業団空手道選手権大会(第38回全日本実業団空手道選手権大会)組手競技男子個人戦 優勝)

赤松諒一(セイコーゴールデングランプリ陸上2022東京男子走高跳 優勝)

岐阜県立大垣南高等学校男子フェンシング部

(第46回全国高等学校選抜フェンシング大会男子フルレ 優勝)



国民健康保険料

市は、11月16日から、国民健康保険料の納付済証明書の交付を開始します。年末調整などで早期に必要な場合は、次の窓口をご利用ください。

なお、来庁が困難な場合は、証明書を郵送しますので、電話でご連絡ください。

また、特別徴収(年金天引き)にて納付の場合は、年金保険者から郵送の「公的年金等の源泉徴収票」(令和5年1月下旬送付)をご確認ください。

▶交付場所/国保医療課、上石津・墨俣地域事務所、各市民サービスセンター

▶交付時間/平日の午前8時30分~午後5時15分 ※各市民サービスセンターは土・日曜日・祝日も交付可(大垣駅北サービスセンターは午前9時30分~午後7時に交付可、赤坂サービスセンターは日曜日休館のため交付不可)

▶持ち物/本人確認のできるもの(運転免許証やマイナンバーカードなど) ※別世帯の人が代理で申請する場合は、委任状(様式自由)が必要ですので、ご注意ください

▶備考/確定申告などに必要な「令和4年分年間保険料納付済額のお知らせ」は、令和5年1月下旬に送付

▶問合せ/国保医療課 ☎47-8132)へ

生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者実態調査)を実施します

在宅の障がい児・者等の生活実態とニーズを把握し、障がい者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、令和4年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者実態調査)を次のとおり実施します。調査対象世帯には調査員がご自宅を訪問しますので、ご協力をお願いします。

詳しくは、市HPをご覧ください。障がい福祉課 ☎47-7162)へ。



市HP

■調査対象者/障害者手帳所持者、難病患者、その他病気や怪我により生活のしづらさがある人

■調査対象地区/南頬町3丁目の一部、林町1丁目の一部、外瀬団地B棟、荒尾町の一部、楽田町3丁目の一部、長松町の一部 ※調査対象世帯へ事前に「調査実施のお知らせ」を配布します

■調査実施期間/12月1日(木)~22日(木)

■備考/調査員が訪問することを断りたい場合は11月28日までに、事前に障がい福祉課へ申し出をお願いします

審議会などの傍聴ができます

介護保険運営協議会			担当: 介護保険課 ☎47-7409)
11/18(金)	13:30~15:00	市役所4階 情報会議室	
・高齢者福祉計画(第9期介護保険事業計画)策定のためのアンケート調査について			

第61回 大垣市文芸祭 上位入賞の皆さん

第61回市文芸祭には、随筆、詩、短歌、俳句、川柳の5部門に、663人1,822点の応募があり、次の皆さんが上位入賞されました=敬称略=。

随筆

◇文芸祭賞=林峯子(岐阜市)
◇秀作=山河由美子(垂井町)、竹村京子(各務原市)

詩

◇文芸祭賞=佐々木凌(岐阜市)
◇秀作=吉岡幸一(福岡県福岡市)、栗田守(各務原市)

短歌

◇文芸祭賞=高橋日出美(神戸町)
◇秀作=秋田治代(可児市)、本田勢津子(大垣市)、小澤雅子(関市)

俳句

◇文芸祭賞=田中紫香(養老町)
◇秀作=竹中登志(池田町)、藤田涼子(大野町)、小寺佳津女(揖斐川町)、江戸川散步(千葉県市川市)、斉藤浩美(愛知県東海市)、小野道山(大分県大分市)、細川敦子(大垣市)

川柳

◇文芸祭賞=羽馬愚朗(愛知県名古屋古屋市)
◇秀作=宮本彩太郎(東京都練馬区)、櫻木山彦(福岡県宗像市)、光風雲(福井県福井市)、いしかわつよし(滋賀県大津市)、梶泰榮(三重県いなべ市)

75歳以上の方などへ

後期高齢者医療制度



▶負担割合「2割」が令和4年10月1日から追加されました

負担割合が「1割」であった後期高齢者医療保険の加入者で下表のとおり一定以上の所得がある人は、令和4年10月1日から「2割」負担に変更されました(3割負担となる所得条件は変更ありません)。

負担割合	負担割合	所得などの条件(令和4年10月1日から)	
3割	3割	変更なし	
1割	2割	世帯に加入者1人のみ	加入者本人の住民税課税所得が28万円以上で、年金収入とその他の所得の合計が200万円以上
		世帯に加入者2人以上	住民税課税所得が28万円以上の加入者があり、加入者全員の年金収入とその他の所得の合計が320万円以上
	1割	3割、2割負担に該当する人以外	

負担割合が「2割」となった人には、負担を抑える配慮措置があります

窓口負担割合が2割となった人には、10月以降の外來診療での負担増加額を1か月あたり3,000円までに抑える配慮措置があります。該当となる場合には、登録されている高額療養費の口座に後日払い戻します。2割負担となる人で、高額療養費の口座が登録されていない人には、登録のための申請書を9月下旬に送付しました。提出がお済みでない人は、必要事項をご記入いただき、同封の返信用封筒で返送してください。返信用封筒の宛先は、岐阜県後期高齢者医療広域連合が業務を委託した業者となっています。

◆問合せ/国保医療課福祉医療・後期医療グループ ☎47-8140)へ